

茨城県中央環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則

令和6年4月1日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県中央環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和6年茨城県中央環境衛生組合条例第15号）第2条の規定によりその例によることとされる茨城県職員（茨城県職員）の勤務時間、休暇等に関する条例（平成21年茨城県条例第22号）第20条の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休暇等)

第2条 職員の勤務時間、休暇等については、茨城県職員（茨城県職員）の勤務時間、休暇等に関する規則（平成21年茨城県規則第4号）に規定する職員の勤務時間、休暇等に関する事項の例による。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。